



4	該当なし	社外取締役として、独立、公正な立場から取締役会等において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただいております。指名報酬委員会の委員も務め、役員選任および報酬決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。また、同氏は、東洋シヤッター株式会社において私的整理ガイドラインに基づく会社再建計画の企画立案に主体的にかかわり、その後同社の代表取締役として再建7カ年計画を実施し、3年短縮して再建を完了させるなど、経営者としての経験を通じて培われた高い見識および企業経営に関する深い知識、経験を有しております。以上のことから、抜本的な構造改革の断行、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用および業績の早期回復に向けた取組みにおいて、その事業再生および建築・技術に関する経験および知見に基づく貢献が期待でき、独立、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお同氏は株東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。
5	該当なし	社外取締役として、独立、公正な立場から取締役会等において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただいております。指名報酬委員会の委員も務め、役員選任および報酬決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。また、同氏は、パナソニックホームズ株式会社の出身であり、同社において入社時から一貫して品質管理および環境管理の業務に携わり、同社の品質管理および環境管理を業界トップレベルにまで引き上げた実績を有しています。また、住宅業界における複数の団体において要職を務めた経験も有しております。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に与した経験は有していませんが、これらの経験を通じて培われた高い見識ならびに品質管理および環境管理の分野に関する深い知識、経験を有しております。以上のことから、抜本的な構造改革の断行、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用および業績の早期回復に向けた取組みにおいて、その建築・技術に関する経験および知見に基づく貢献が期待でき、独立、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお同氏は株東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。
6	渡邊顯氏は、前田道路㈱の社外取締役であり、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社および当社の直前事業年度における連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	弁護士としての専門的な知識および他社での社外取締役としての経験を通じて培われた高い見識および企業経営に関する深い知識、経験を有しております。以上のことから、抜本的な構造改革の断行、施工不備問題により毀損した当社の社会的信用および業績の早期回復に向けた取組みにおいて、その法務コンプライアンスに関する経験および知見に基づく貢献が期待でき、独立、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお同氏は株東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。
7	湯原隆男氏は、株式会社ゼンショーホールディングス常務取締役を歴任され2013年1月に退任し、2015年6月から当社社外監査役に就任しております。同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の0.1%未満であること、また同氏が同社の業務執行者であったときから7年以上経過していることから、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	上場企業のCFO（最高財務責任者）等の要職を経て、現在は複数企業の監査役を務めており、当社においても豊富な経験と高い見識に基づき、客観的立場から当社経営に対する監督をしていただいております。以上のことから継続して当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお同氏は株東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。
8	吉野二良氏は、MS & ADインシュアランスグループホールディングス㈱の執行役員、常勤監査役を歴任され2017年6月に退任し、2017年6月から当社の社外常勤監査役に就任いたします。同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	上場会社の執行役員や監査役として培った豊富な経験と専門知識を活かし、客観的な立場から当社経営に対する適切な監督を行えると考えたからです。尚、吉野氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性基準」並びに東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」で規定した独立性基準により、独立性を有しております。なお同氏は株東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であり、また当社が定めた独立性基準を満たしているため、当社としては独立性を十分確保されているものと判断いたします。

#### 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。